

---

## 第1章 総則

---

### 第1条 名称

当会の名称は、守成クラブ諏訪湖(以下当会とする)という。

### 第2条 事務局

当会の事務局は、世話人会で選任された代表世話人の事業所に置く。

---

## 第2章 目的及び事業

---

### 第3条 目的

今、我々中小企業を取り巻く経済環境は不安定であり、事業を国や行政に期待し頼ることが出来ないのが実情である。そこで私達の生活基盤である会社を潰さず守り抜くため、全国の守成クラブ会員一人一人の顧客・人脈を持ち寄り、「商売繁盛」をモットーとし、「事業拡大」を前面に打ち出した仕事バンバンプラザ(以下例会という)の輪を全国に広げる事を目的とする。

### 第4条 事業

当会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 毎月1回の例会の開催。
2. 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進。
3. 会員同士の親睦を図る為の親睦会の開催。
4. その他、目的を達成する為に必要と思われる事業。

### 第5条 例会への参加、罰則及び禁止事項

例会参加の出欠は事務局へ指定日内(例会日一週間前)に報告しなければならない。

1. 例会への参加費用は、一人あたり金 5,000 円とする。
2. 参加届けを出し当日無断で欠席した時は、参加費の請求書を事務局より郵送する。  
会員は請求書到着後一週間以内に当会指定の口座へ振り込むこととする。

但し、参加届けを出し当日止むを得ず欠席する者は、例会の前日正午までにメールまたは FAX 等にて事務局または三役及び TM へ通知した場合に限り、事務局はこれを受理する(この場合参加費の請求はしない。**ゲストは除く**。)

3. ゲスト(社長及びそれに準ずる者)の参加は一回のみとする。
4. ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してビジネススピーアール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止する。
5. 例会参加申込者の代理出席は認めない(本人が出席する事)。
6. 準会員の他会場への参加は認めない。

### 第 3 章 会員(守成クラブ本部及び諏訪湖会場制定)

#### 第 6 条 会員

当会の会員は、次のとおり種別を定める。

1. 準会員…入会届けを出し、入会金・年会費を納めた者。
2. 正会員…当会に会員を 1 名紹介した者。
3. ゴールド会員…当会に会員を 10 名紹介した者。
4. ダイヤ会員…ゴールド会員で、新しく会場を立ち上げた者、または守成クラブ本部よりその功績を認められた者。

#### 第 7 条 入会

当会へ入会する者は、次の条件を満たし遵守しなければならない。

1. 当会員の紹介による推薦であること。
2. 法人の社長、個人事業主等において受発注の決済権のある者。
3. 宗教活動、政治活動、街金、風俗、反社会的勢力、先物取引、マルチまがい・ギャンブル・靈感商法等、代表取締役ではない保険業、並びに公序良俗に反する商売をする者がゲスト参加及び入会することを禁止する。
4. ネットワークビジネス(守成クラブを利用して人員拡大を目的とするビジネス)をする者の入会を禁止する(ゲスト参加および入会后ネットワークビジネスをする者と判明した場合は、世話人会で確認し可否を判断する。否と決定した場合は、代表または**世話人**より退会処分の通知をする。)

5. 例会受付時に 3. 4. の項目に該当する者と判明した場合は、その該当者の例会への参加を断わる。ゲスト参加時及び入会后に 3. 4. の項目に該当する者と判明した場合には、その該当者は、除名処分とする。

(補足)また、上記以外の業種であっても、入会の後において強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為を行うことによるクレーム等が発生した場合、除名処分とする場合がある。また、除名処分の場合、その理由を守成クラブ本部に報告する。

6. 特定の業種の会員数が著しく増加し、当会の運営に障害を与えるような場合、その業種は入会制限をける場合がある。

ゲストの入会申し込み後、入会申し込みの月末までに入会金・年会費の入金確認ができた者を準会員とする(入金確認が出来るまで例会は参加できない。)

## 第 8 条 会員資格喪失

会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

1. 入会金及び年会費を納めない者。
2. 更新時の入金が入会月の翌月末までに入金がない者。
3. 準会員で 1 年以内に当会に紹介者(準会員)を出すことが出来ない者。
4. 退会届を提出した者。
5. 当会を除名された者。
6. 会員本人所属の会社が消滅した場合。

## 第 9 条 退会

会員は、当会の代表に退会届を提出し任意に退会することができる。

## 第 10 条 除名

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、世話人会の過半数の決議により除名する事ができる。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当規約、および法令に違反した場合。
2. 当会の名誉を傷つけ、当会の目的に反する行為をした場合。

## 第 11 条 抛出金品の不返還と協賛品

1. 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

2. 協賛品を提供したい会員は、事務局に協賛品と数量を申請し、事務局の許可を得て例会当日持参する。また、協賛品を提供する者は会員資格を問わない。

## 第12条 バッチ貸与

会員には本部より、バッジを貸与する。

1. 胸章は、第6条で挙げた会員の種類により、次のように定める。  
準会員 緑色のバッジ  
正会員 赤色のバッジ  
ゴールド会員 金色のバッジ  
ダイヤモンド会員 **ダイヤモンド入り**のバッジ
2. バッジは例会に出席する際、必ず着用すること。**未着用の場合は、バッジを金500円で購入し着用しなければならない。**
3. 第8条、第9条に該当した者は、速やかに事務局へ返還することとする。
4. 紛失した場合は、緑・赤バッジは金500円で購入しなければならない。  
(ゴールド・ダイヤモンド**バッジは守成クラブ本部対応**)
5. 退会した際に返還しない者は、緑、赤バッジで金500円を支払う**こととする。**

## 第13条 自社PR及びブース出店

当会員が例会において自社PR又はブースに出店を希望する場合は、事前に事務局に申請し許可を得た場合に行うことができる。

1. 自社PR、ブース出店は参加申込者本人が必ず行うものとする(代理による自社PR、ブース出店はできない。但し、自社員・協力者の販売は**許可する**。)
2. 自社PR及びブース出店は、正会員**以上の会員**ができる。
3. 自社PR及びブース出店の希望者が多数の場合、抽選により選出する。但し、2ヵ月連続での自社PRはできない。
4. 自社PRの料金は無料とする。ブース出店の料金は、1,000円とし受付時に支払う(チームブースも同額。但し、半期に一回に限り準会員が体験するグリーンブースは、出店料を無料とする。)
5. 例会会場内で火気を使用する事を禁止とする。
6. 例会会場内で飲食物を調理し、ブースにて販売する事を禁止とする。

7. 飲食物をブースにて販売する際、食品衛生上の法律に基づいた販売を厳守し、営業許可証の提示をする。
8. 購入した飲食物は、例会会場内で飲食する事を禁止する。但し、試食・試飲は許可する。

#### 第14条 広報

守成クラブ諏訪湖のお約束・会報誌・チラシ・ホームページ・SNS等の広報等については、世話人会にて都度設定してゆく。

### 第4章 世話人(諏訪湖制定)

#### 第15条 世話人及び定数

当会を運営するにあたり、世話人を置く。

1. 世話人(代表、副代表、事務局長、会計、TM、顧問、相談役) 10名以上とする。
2. 世話人の中から代表世話人1名、事務局長1名、会計1名、副代表世話人2名以上を選任する。
3. 必要に応じて顧問1名、相談役2名以下を選任する。

#### 第16条 世話人及び役職の選任

1. 世話人は当会会員の中から選任する。自薦・他薦は問わない。
2. 世話人が公職の任に付いた場合は、その日付をもって役職に付けない。

#### 第17条 任期

世話人の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

1. 補欠または増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
2. 世話人は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

### 第5章 世話人会

#### 第18条 世話人会

代表世話人は原則月1回以上世話人会を招集し、世話人はこれに参加することとする。

## 第 19 条 世話人会の運営

1. 世話人会を招集するには、事務局は各世話人に対して事前に通知する。
2. 世話人会は、業務執行その他法令、または規約に定める事項を決定する。  
但し、当会の通常の業務の他重要でない事項の決定は、世話人会の出席者過半数以上の決議により代表世話人に委ねる事ができる。
3. 世話会の決議は、決議当日世話人参加者過半数をもってこれを成すこととする。
4. 世話会の議長は、事務局長がこれに当たる。但し、世話会の承認を経て、他の世話人を議長に選ぶことができる。

## 第 20 条 世話会の役割

世話会の役割は、以下のとおりである。

1. 当会のスムーズな運営を図ること。
2. 当会の運営にあたり、当会の業務または規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人に報告すること。前号の報告をする為必要がある場合には、世話人会を招集すること。
3. 当会の業務遂行の状況又は当会の財務状況について、代表世話人に意見を述べ若しくは、世話人会の招集を請求すること。
4. 世話人は基本的に無報酬とする(但し、必要に応じ世話人からの申し出により費用が発生するケースは、世話人会での承認を受け必要金額を支払うものとする。)

## 第 6 章 会計

### 第 21 条 会計の原則

当会の会計は、会計原則にしたがって行う。

※会計報告は毎年年度末で締め切り新年度の例会において報告する。

### 第 22 条 事務経費

当会の事務経費は運営費として支払う。但し、会員数が拡大し増額の必要に応じたときは世話人会参加者の過半数以上の決議により社会通念上の代価を支払うことができる。

### 第 23 条 冠婚葬祭

当会会員が結婚または逝去した場合、当会及び世話人会の名義では冠婚葬祭費は支出し

ない。

## 第 24 条 事業の予算及び決算

当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算は、会計担当が作成し、世話人会の決議を得なければならない。

## 第 7 章 事業年度

---

### 第 25 条 事業年度

当会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第 8 章 附則

---

### 第 26 条 細則

この規約の施行について必要な細則は、世話人会の過半数の決議を経て代表世話人が定める。

#### ■ 守成クラブ諏訪湖

- ・平成 23 年 9 月 29 日作成
- ・平成 24 年 6 月 25 日改定（第 17 条 任期の追加）
- ・平成 29 年 9 月 25 日改定（第 15 条 役員及び定数の変更、第 17 条 任期の変更）
- ・令和元年 10 月 2 日改定（第 7 条 入会の変更、13 条自社 PR 及びブース出展の変更）
- ・令和 4 年 9 月 1 日改定（第 15 条 役員及び定数の変更）